

～事業主の皆様へ～

雇用管理等に向けたアドバイス（第3号）

日頃よりハローワーク村上をご利用いただき有難うございます。
この広報紙は、事業主の皆様が必要とする情報を発信する目的に作成しています。
従業員の募集、雇用管理などの参考としていただければ幸いです。

ハローワーク村上
(☎ 0254-53-4141)

① 人材募集のポイント（募集対象を限定することについて）

求人を出しただけで、「この仕事は体力が必要な仕事だから男性を採用したい」、「細かい仕事だから女性を採用したい」、「採用を考えている部門の責任者が30代だから20代の方を採用したい」等、募集対象を限定した求人について相談をいただくことが少なくありません。

よく言われるように、日本は急速に少子高齢化が進み、2020年には2009年と比べて日本の就業者数が433万人減少することが見込まれており、働く意欲や能力をもつ高齢者や女性などの活躍する機会を創出することが喫緊の課題となっています。

このため、雇用対策法では、労働者を募集する際に個々の応募者の適性や能力等に基づいて均等な機会を与えるという趣旨から年齢制限は原則禁止されています。また、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）では、性別による差別が禁止されています。

企業の成長には魅力ある人材確保が不可欠です。従業員の募集にあたっては、年齢や性別に関係ない適性や能力を十分に見極めた募集・採用について、積極的な取り組みをお願いします。

☆年齢不問での募集をお願いします☆

年齢を不問として募集を行うためには、職務に適合する労働者であるか否かを、応募者個々の適性や能力によって判断することが必要です。

このため、職務の内容、必要とされる能力、経験、技能（資格）等について求人票に詳細に記載することが、お仕事をお探しの方の求人に対する適切な選択を促し、結果として求める人材確保への近道となります。

記載方法等は、求人の提出時に当所求人担当と相談してください。

② 求人票記載のワンポイント（事業内容、会社の特徴編）

求人票には「事業内容欄」と「会社の特徴欄」欄がありますが、この欄を有効に活用されていない求人票が散見されます。ちょっともったいない気がします・・・。

例えば、「事業内容欄」には取扱商品、業績、今後の展望等、「会社の特徴欄」には社風、独自の福利厚生制度等を記載することにより、企業PRができる他、お仕事をお探しの方にとっては企業のイメージがしやすくなり、応募者の増加につながることを期待できます！！

ほんの些細なことですが、この些細な積み重ねが大きな実り（求める人材確保）につながると思いますので、今一度、求人票の記載について検討していただくことをお勧めします。

③ 雇用関係助成金について

今回はキャリアアップ助成金についてです。

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、人材育成などの取組を実施した事業主に対して助成する制度であり、次のコース区分があります。

1 正社員化コース

有期契約労働者等を正規雇用労働者・多様な正社員等に転換または直接雇用した場合に助成します。(有期⇒正規、有期⇒無期、無期⇒正規 等)

2 人材育成コース

有期契約労働者等に以下の訓練を行った場合に助成します。

- (1) 一般職業訓練 (Off-JT)
- (2) 有期実習型訓練 (ジョブカードを活用した Off-JT と OJT を組み合わせた職業訓練)
- (3) 中長期的キャリア軽視衛訓練 (Off-JT)

3 処遇改善コース

- (1) 賃金テーブル改定
- (2) 共通処遇推進制度
- (3) 短時間労働者の労働時間延長

キャリアアップ助成金は、対象労働者、対象事業主、コース活用前のキャリアアップ計画の届出等が厳格に定められていますので、活用を検討される場合はハローワークへ相談してください。

④ ちょっと耳より情報 (雇用管理に向けた専門家のアドバイス事業)

新潟労働局では、下記のとおり専門家による雇用管理改善等に向けた支援事業に取り組んでいます。費用は無料となっておりますので、興味をお持ちいただきました場合、直接、委託機関にお問い合わせください。

○介護事業所向け

(委託先：公益財団法人 介護労働安定センター 新潟支部 ☎025-247-1963)

- ・情報やコミュニケーション
- ・労務管理や職場環境
- ・評価や報酬
- ・人材育成 等

このような側面に着目し課題を解決します



さらに魅力ある職場へ！

○建設分野事業所向け

(委託先：新潟県社会保険労務士会 ☎025-250-7269)

- ・技能労働者の確保
- ・定年後の再雇用者の賃金
- ・休日等の待遇
- ・応募者がいない(少ない) 等

このような疑問やお悩みを解決します



さらに魅力ある職場へ！